

参加者募集



(米子市電動アシスト自転車貸出事業)

「健康アシスト in 淀江」

高齢者の健康増進を目的として、淀江町地区にお住いの60歳以上の方を対象に電動アシスト自転車を**無料**で貸し出します。

★「健康アシスト in 淀江」とは？

国の制度を利用して、淀江町にお住いの60歳以上の方を対象に、電動アシスト自転車を無料でお貸しして、健康増進につなげていただく米子市の事業です。

★ 貸出期間とその費用は？

- 貸出期間は、令和3年4月から令和4年3月までです。
- 貸出費用は無料です。

※貸出期間中の、パンクや故障などの修理費は利用者の自己負担となりますのでご注意ください。

★ 貸出の条件

- 60歳以上の淀江地区在住の市民であること
 - 4月に実施予定の「貸出前健康チェック」と「安全講習会」に参加すること
- ※「貸出前健康チェック」と「安全講習会」についての詳細は、申込者に別途お知らせします。

※健康状態や安全講習会の受講状況によっては、電動アシスト自転車の貸出ができない場合もあります。

★ 借りて乗るだけでいいの？

貸出期間中に次の点について、ご協力ください。

- ①電動アシスト自転車健康づくりの効果があるのかを調べるために、貸出期間中のアンケートなどにご協力ください。
- ②65歳以上の方は、米子市が淀江ゆめ温泉で実施する運動教室に可能な範囲でご参加ください。



【貸出する電動アシスト自転車】

- ・2輪タイプ 20台

【貸出期間】 令和3年4月から令和4年3月

【貸出対象者】 ※下記すべてに該当される方

- 淀江町内にお住まいで、利用登録日時点で60歳以上の方
- 貸出期間中の移動にできるだけ電動アシスト自転車を利用できる方
- 「貸出前健康チェック」および「安全講習会」を受けられた方
- 米子市電動アシスト自転車貸出事業利用規約に同意いただける方

【申込方法】

※申込み多数の場合は抽選とします

● 提出書類

- ① 電動アシスト自転車貸出申込書
- ② 同意書
- ③ 本人確認書類の写し（顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）1点、または顔写真がない身分証明書（健康保険証など）2点）

※①②の様式は米子市ホームページからダウンロードできます。また、淀江支所淀江振興課窓口にも置いてあります。

● 提出先

米子市総合政策部淀江振興本部淀江振興課
〒689-3492 鳥取県米子市淀江町西原 1129-1

● 提出方法

郵送または持参により提出してください。

● 提出期限

令和3年3月26日（金）

※郵送の場合は当日必着でお願いします。

【お問合せ先】

米子市総合政策部淀江振興本部淀江振興課

担当：松浦

☎（0859）56-3164

✉ yodomachi@city.yonago.lg.jp

